

令和3年11月9日

甲斐市長 保坂 武様

甲斐市特別職報酬等審議会
会長 上條 醇



甲斐市特別職の報酬等の額について（答申）

令和3年10月8日付け甲斐人第10-10号で諮問のありましたこのこと
について、当審議会の意見は、次のとおりです。

1 審議会の結論

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、当審議会で慎重に審議した結果、次の理由によって据置きという結論に至ったことを報告する。

2 甲斐市特別職の報酬及び給料等

区分	職名	現行月額	審議結果
報酬額	議長	400,000円	据置き
	副議長	360,000円	据置き
	議員	350,000円	据置き
政務活動費	会派又は議員	10,000円	据置き

区分	職名	現行月額	審議結果
給料額	市長	750,000円	据置き
	副市長	630,000円	据置き
	教育長	560,000円	据置き

【理由】

令和2年2月以降、数次にわたる新型コロナウイルスの蔓延によって経済は疲弊し、小規模事業者や飲食店等は経営難に陥り、やむなく事業の継続を断念した業者も少なからず存在する。

また、令和2年に引き続き本年においても、新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化により、民間企業のボーナス水準が公務員の水準を下回ったとし



て、公務員の期末手当引下げとする人事院勧告が行われている。

このような状況下での市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の引き上げは、産業界からの反発や、市民感情としても理解や納得が得られるものではなく、新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない状況下において市民が困難な状況に耐えている中、市民感覚として、報酬等の減額とは言わないまでも、据置きが妥当であると判断したものである。

3 審議経過

報酬等の現状における他市との比較において、増額改定を検討する余地はあるものの、コロナ禍における社会経済情勢をかんがみると、現時点において緊急性をもって報酬改定を行う状況であるのか、また、その必要性があるのかを判断したものである。

また、コロナ禍が市民生活や市民感情に多大な影響を及ぼしている点を重視すると、今は報酬等の改定について議論する適切な時期ではないといった意見が多数を占めたところである。

(1) 議員報酬及び政務活動費の額

議員報酬については、他市と比べても決して低い状況とは言えず、増額することは、産業界からも反対が出ることは間違いなく、市民感情としても理解が得られるものではない。

ただし、令和4年4月の市議会議員改選後の定数が削減された後の状況により、議員報酬の見直しを検討する余地はあるのではないかと思われる。

政務活動費の額については、見直しを検討すべき理由が見当たらない。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長等の給料については、県内他市と比べても、かなり低い水準にあり、市長等が果たしている職責の重要性が増している状況を考えると、増額改定を検討する余地はあると思われる。

4 付帯意見

当審議会においては、今回の諮問に対する答申として、据置きが妥当であると判断したところであるが、この結論は、新型コロナウイルス感染症の収束や今後の景気の動向などを踏まえたうえで、改めて報酬等の適正な水準について議論することが望ましいと考えた結果であり、来年度の適切な時期に、改めて当審議会に対して諮問されることを望むものである。